# 病院開設許可申請書

(	夗	九	)
広島	市化	<b>呆健</b>	所長

R7.5改

広島	市保付	建所	長					_														
					開調	設者	住所	=														
																(電話)	١					
							氏名															
												(法人	にあっ	ては主	Eたる!	事務所	の所在	E地、名	5称及	び代表	者の暗	氏名)
病	院の	開設に	につ	いて	、医	療法第	第7釒	条第	1項(	り規定	官によ	にり申	請し	ます	•							
名					称																	
開	設	O.	)	場	所	T 広 (電話	島市			区	(FAX)				(E-ma	il)						
診	)	<u></u> 寮	乖	4	目																	
開	設	予	定	年	月								年	Ē	月							
	従	業員	の定	員		医師	歯科医師	薬剤師	助産師	看護師	准看護師	看護補助者	理学療法士	作業療法士	歯科衛生士	歯科技工士	診療放射線技師	臨床検査技師等	栄養士	給食関係職員	事務職員	計
T1-1	\V →.	=r =	<b>=</b>	rr b	·												( <del></del>	-,				
<u> </u>	当者																(電話	i)				
	者が						の場合	<u> </u>														
開	彭	ξ (	カ	目	的																	
維	持	Ĵ (	カ	方	法																	
開設	者が	医師	又は	歯科	医師	の場	合															
<b>~</b> III	区	لرور <del>ک</del> ے ۔	5 ·	分 Zavet			名					称		,	所			在				地
	に他の																					
現	に他の	の病	院 •	診療	所に																	
	務																					
	の施設 所を開																					
	<u>こか</u> 付印	ら下り	には	記入	しなり	(	下さい 受付)	( <b>)</b> <sub>0</sub>												Ů	て項に	続く。
						係																

敷	地	I.											m²
			構	造	概	要	建築面積	延床面積		用			途
建	物	j					m²	n	2 1				
							m²	n	2 1				
察室											<u>.</u>		
室	名	室	面	積	処置室合は、	議用の場 その部分	室	名	室	面	積	処置室合は、	兼用の場 その部分
				m²		mi					m²		m²
				m²		m					m²		m²
置室(診	※察室兼用(	のものを隊	余く。	)									
室	名		面			積	室	名		面			積
						m							m²
						m							m²
床検査室													
室	名		面			積	給水、火	く気の設備		防	火	設	備
						m							
						m							
ックス線	装置及び	その使用	室										
			製	作	者	名	型	式	高電置の	圧発 定格	生装 出力	用追	金の別
エック	カス線装置												
			面			積	放射線障害	写防止に関 設備概要	操面	作室	の積	暗面	室の積
	ш д					m		P V NIM 1996 >	дц		n		m <sup>2</sup>
使	用室	i I				111					11	1	111

## 給水施設

11071 170 ERX		
水道・井戸の別	貯 水 槽 (受水槽・高架水槽の有無)	

 $m^2$ 

 $m^2$ 

 $m^{2}$ 

# 調剤所

面	積	採光面積	外気解放 面 積	麻薬保管庫	冷暗所の 面積構造	給水か所	備付器具	具
	m²	m²	m²	□有□無	m²			

## 歯科技工室

面積	防火設備	防塵設備	その他の設備
$m^2$			

## 手術室

Þ	称	面	往			構	造	設	俌	前	概	要	Î		
名	孙	ഥ	積	手術台	床		壁	天	井	照	明	暖	房	窓	
			m²												
			m²												
附属施設	さ及び設備											l		•	

#### 分べん室及び新生児入浴施設

//	70 ± 70 71 ± 70 71		•											
		面	積	構	造	概	要		面	積	構	造	概	要
	分べん室		m²					新生児入浴施設		m²				
			m²							m²				

# 機能訓練室

名	称	面	積	構	造	設	備	概	要	
			m²							
			$m^2$							
			m							

# 食堂及び談話室

名	称	面	積	構	造	設	備	概	要	
			$m^2$							
			m							
			$m^2$							
			111							

## 浴室

名	称	面	積	構	造	設	備	概	要	
			2							
			m							
			$m^2$							

## 消毒施設

面積	構造概要	消毒方法及び設備
m		

# 洗濯室

面積	構造概要	洗濯設備	乾燥、補修設備その他
m²			

J. A.	$\sim$	14	-≐n
給	Ħ٦	húh	=44
ип	쨘	11111	пх

給食施設			0				
面積			m <sup>2</sup> 手 ž	先 設 備		か所	
床 の 構 造			冷蔵	・冷凍庫		有 □	無
空調換気設備			食器	消毒設備		有	〕無
下 処 理 室	□有(	m²) 🗆	無 食品	保管庫		有	〕無
配 膳 室	□ 有(	m²) 🗆	無 食器	格納設備		有	〕無
食器洗浄室	□有(	m²) 🗆	無 温 1	食 設 備		有	〕無
更衣・休憩室	□ 有(	m²) 🗆	無事月	用便所		有	〕無
2階以上の階に病室を	有する建物別の	の階段数及びそ	の構造		·		
		通常					
建物別の名称	用途	幅踊場	易けあげ	11/2/2	E 70 (/)	る最上階	避難階段
病床数							
	<b></b> 蒸染症	結核		<u> </u>	- 般	合	計
室床	室床	室床	室	床	室床	室	床
病室の構造概要(「病室	を用途」に精神	、感染症、結核	亥、療養、一	般の別を記述	載してくださ	<u>`</u> ``)	
		一室	3 D	一字の	一室の		一人当
棟  別	階別 病室	病室入	一室	ノ   松 业	気に開	天井の高 さ	たりの 面 積
			人) ( m²		る面積	( m)	( m <sup>2</sup> )

#### その他の施設

	名 称	面積	応 接 室	m²
看護師勤務室		m²	談 話 室	m²
		m²		
連絡施設		m²		
事 務 室		m²		
医 局		m²		
院長室		m²		

#### 看護師宿舎

H 194 1 11 1												
収	容	人	員	宿	舎	$\mathcal{O}$	位	置	構	造	概	要

#### 敷地の条件

用途地域の別					
防火地域の別					

- ※ 該当欄のみ記入し、非該当欄は斜線で消去してください。
- ※ 軽微な誤記、明らかな誤字脱字、記載漏れ等は、市が訂正・追記します。 (承諾されない方はお申し出ください。)

#### (添付書類)

- 1 開設者(医師、歯科医師の場合)及び管理者(予定)の臨床研修修了登録証(注1)の写し(又は原本提示)並びに履歴書
- 2 開設者(医師、歯科医師の場合)及び管理者(予定)が、医師法第7条の2第1項の規定若しくは歯科医師法第7条の2 第1項の規定による再教育研修受講の命令を受けた場合は再教育研修修了登録証の写し(又は原本提示)
- 3 敷地の平面図、敷地周囲の見取図及び建物の平面図(各室の用途を示し、病室にあっては、室名、病床種別、病床数を明示すること。)
- 4 診療用放射線に係る装置及び室の概要、カタログ、遮へい計算書 (開設者変更に伴う形式的な新規開設にあっては、使用室の漏えい検査結果)
- 5 医療従事予定者名簿(充足計画書) (医師、歯科医師については、担当診療科名、診療日、診療時間を記載)
- 6 管理者以外の診療に従事する医師及び歯科医師の免許証の写し、薬剤師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士<sup>(注2)</sup>、栄養士、診療放射線技師、理学療法士<sup>(注3)</sup>及び作業療法士<sup>(注3)</sup>の免許証の写し及び勤務承諾書
- 7 病院の汚水を公共用水域に排出しようとするときは、汚水排水に係る事項を記載した書類
- 8 開設者が法人の場合は、定款、寄附行為又は条例(いずれも、所定の手続きにより病院新規開設に伴う変更がなされているものであること。)
- 9 麻酔科を標榜するときは、麻酔科標榜許可証の写し
- 10 建築基準法第6条の規定による建築確認済証の写し
- 11 その他必要な書類
- (注1) 医師法改正の施行日 (H16.4.1) [歯科医師法改正の施行日 (H18.4.1)] 時点において現に医師免許 (歯科医師免許) を受けている者及び施行日前に医師免許 (歯科医師免許) の申請を行った者であって施行日後に免許を受けた者については免許証。
- (注2) 歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科を標榜する場合で、看護師の員数に歯科衛生士を含む場合に限る。
- (注3)療養病床を有する場合に限る。